

個人事業者・小規模事業者の方

必見！

平成31年10月より
消費税率は10%に

消費税を取引先の会社から
きちんと貰えていますか？

損を
しないで

経済産業省 中小企業庁
消費税転嫁対策室

電話番号 03-3501-1502,1503 FAX番号 03-3501-1505

所在地 東京都千代田区霞が関1-3-1

担当者: 橘田秀夫、清水宣親 (内線番号: 64898、64907)

<http://www.chusho.meti.go.jp/>



こんなことが一つでもあったら 消費税をきちんと貰えていないかもしれません！

平成30年6月
経済産業省 中小企業庁 消費税転嫁対策室

チェック

- 取引先企業から、消費税分を支払ってもらえない。
- 支払の際に、消費税分を差し引かれて支払われた。
- 税込みの取引で、消費税が8%になっても総額は変わらなかった。
- 消費税は8%払ってくれたが、値下げ要請をされた。
- 取引先の商品を買わないと、消費税を上乗せしないとされた。
- 「免税事業者である」という理由で消費税を支払ってもらえない。

回答された方の氏名	
連絡先(電話番号)	

まずは相談を

消費税転嫁対策室へ電話又はFAXして相談してみてください。

※) ご回答いただいた情報については、通報者保護のための情報管理に万全を期しておりますので、安心してご協力ください。

<経済産業省 中小企業庁 消費税転嫁対策室>

お問合せ先 電話 **03-3501-1502、1503**

(平日9:30~12:00・13:00~18:15)

F A X **03-3501-1505**

所在地 〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

担当者 橋田秀夫(内線番号 64898)、清水宣親(内線 64907)

中小企業庁 <http://www.chusho.meti.go.jp/>

<https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>